

常 勤 役 員 報 酬 規 程

(総 則)

第 1 条 この規程は、定款第 18 条の規定に基づき常勤の役員（以下「常勤役員」という。）の報酬の支給に関する事項を定める。この場合の常勤役員とは、相当数の勤務日数があり、総会で応分の報酬を支払うことを適当と認めた者をいう。

(報酬額の決定)

第 2 条 常勤の理事に対する報酬は、総会において決定された総額（年額 9 6 0 万円）の範囲内で、経験・能力等を考慮して、各理事につき年額 7 5 0 万円を超えない範囲で、理事会の議決により決定する。

(支給方法及び支給日)

第 3 条 常勤役員には、毎月 2 0 日に役員報酬年額の 1 2 分の 1 を月額報酬として支給する。

ただし、支給日が休日の場合は、前営業日に繰り上げて支給する。

(通勤手当等)

第 4 条 常勤役員には、役員報酬の他に、通勤手当を実費で、また旅費を別に定めるところにより、支給する。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 10 日の総会において承認された定款の変更が効力を発する日をもって、効力を発するものとする。

この規程を改廃する場合は、総会の議決を得なければならない